

令和元年度 鳥獣保護区等の指定について

鳥獣対策・ジビエ振興室

1 鳥獣保護区等の指定計画一覧

第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年4月1日から平成34年3月31日）に基づき、以下のとおりとする。

名称	所在地	区分 ※	面積 (ha)	指定期間	備考
十の原	上田市	鳥獣保護区特別保護地区	705	R1. 11. 1～R11. 10. 31	再指定
諏訪	諏訪市	狩猟鳥獣捕獲禁止区域	456	R1. 11. 1～R6. 10. 31	再指定
中房	安曇野市	狩猟鳥獣捕獲禁止区域	1,992	R1. 11. 1～R6. 10. 31	新規指定
烏川	安曇野市	狩猟鳥獣捕獲禁止区域	1,004	R1. 11. 1～R6. 10. 31	新規指定

※区分の説明については2頁「鳥獣保護区等区分」参照

2 十の原鳥獣保護区特別保護地区再指定の趣旨

十の原鳥獣保護区の区域内で、特に希少鳥獣の生息地であり、これらの鳥獣の保護上必要な地域として、「希少鳥獣生息地の特別保護地区」に指定するもの。
令和元年10月31日に指定期間が終了する区域についての再指定（10年間）

3 諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定の趣旨

諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域について、ニホンジカ、イノシシに対する狩猟による捕獲圧により、個体数の増加を抑制し、農林業被害を抑制するために指定する。
令和元年10月31日に指定期間が終了する区域についての再指定（5年間）

4 中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域の新規指定の趣旨

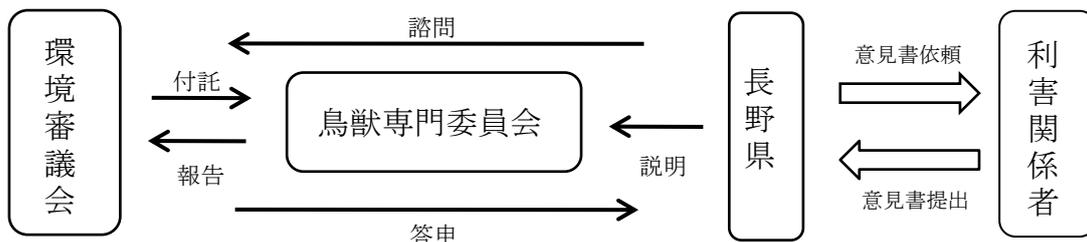
農林業被害を軽減するために捕獲を促進する必要がある区域については、特定の種類を除いた狩猟鳥獣の捕獲を禁止することで、その鳥獣だけを捕獲できる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に変更することができる。
ニホンジカやイノシシの被害が深刻な中房鳥獣保護区（令和元年10月31日指定期間満了）について、狩猟鳥獣捕獲禁止区域としての新規指定（5年間）

5 烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域の新規指定の趣旨

農林業被害を軽減するために捕獲を促進する必要がある区域については、特定の種類を除いた狩猟鳥獣の捕獲を禁止することで、その鳥獣だけを捕獲できる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に変更することができる。
ニホンジカやイノシシの被害が深刻な烏川鳥獣保護区（令和元年10月31日指定期間満了）について、狩猟鳥獣捕獲禁止区域としての新規指定（5年間）

6 スケジュール等

(1) 計画策定の流れ



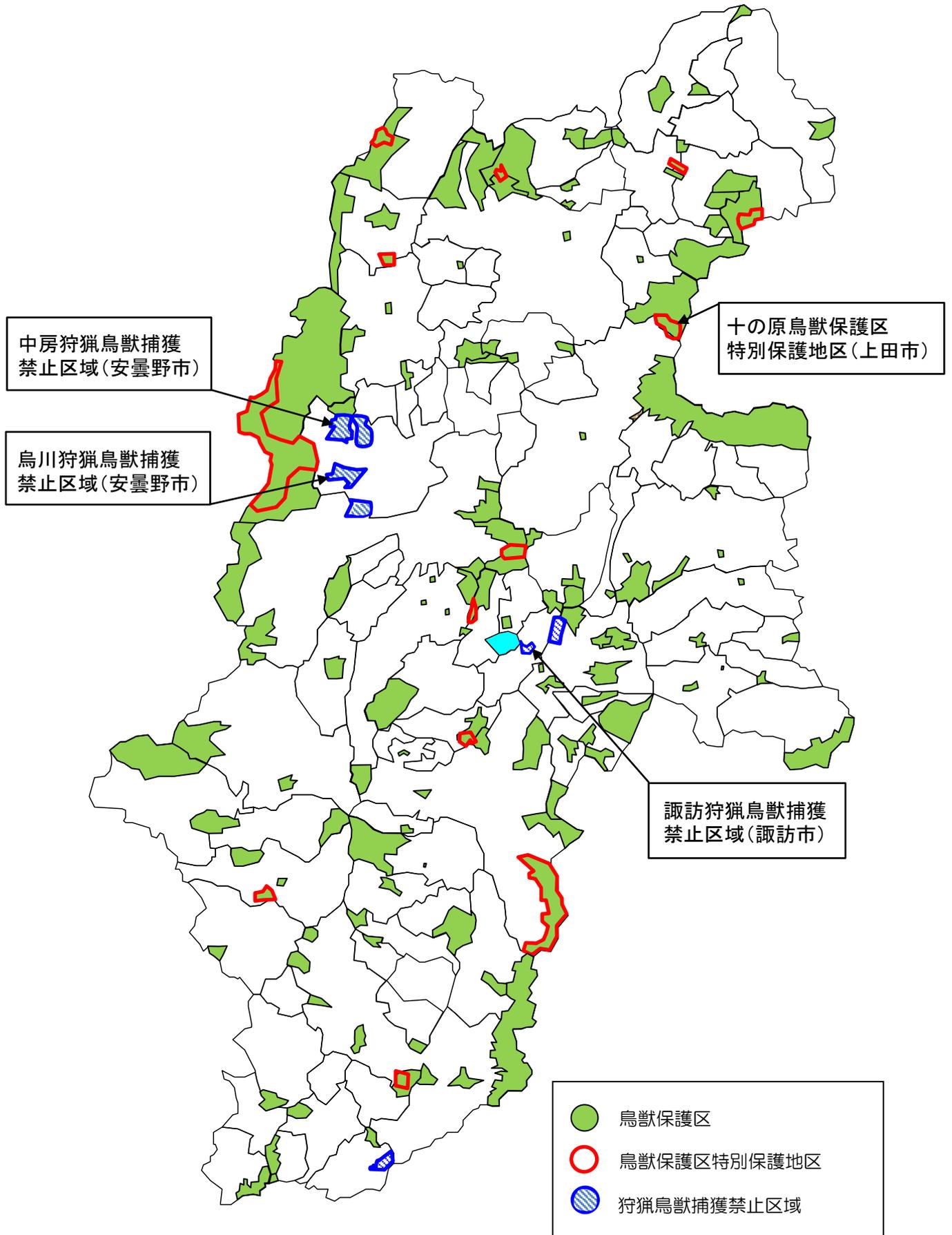
(2) 指定計画策定のスケジュール

実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～3月
環境省							● 届出	
環境審議会		● 諮問				● 答申		
鳥獣専門委員会※				● 現地検討				
備考	→ 利害関係者の意見書							→ 狩猟期間

【鳥獣保護区等区分】

区分名	内容
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシの捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定）
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	鳥獣の保護のため、鉛銃弾の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域

令和元年度鳥獣保護区等指定計画位置図



十の原鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）の概要

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

十の原鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで（10年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

十の原鳥獣保護区特別保護地区は、上田市の北東部、隣接する須坂市の東鳥獣保護区の南側に位置し、亜高山帯植生を中心に周辺部にカラマツなどの針葉樹人工林、落葉広葉樹の二次林などを含み、林相の変化に富んだ自然環境が多様な鳥獣を育んでいる。このような自然環境を反映して、ツキノワグマや天然記念物指定のニホンカモシカ、テン、オコジョをはじめ多様な鳥獣が生息しており、また、希少猛禽類の生息も確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、標高約2,207mの根子岳から同約2,354mの四阿山にかけての稜線部は、ハクサンチドリやクロマメノキ群落等の亜高山性の草本群落及びわい性低木群落やシラビソなどの樹齢100年以上の亜高山性常緑針葉樹とダケカンバなどの落葉性広葉樹からなる良好な天然林が多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

また、菅平牧場につながる根子岳西側斜面には、採草放牧地から変化した二次草原が広がり、希少猛禽類の餌場としても重要な区域となっている。

このため、当該区域は、十の原鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

地元市町村等関係機関と十分な連携を図り、定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、希少猛禽類等の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう普及啓発等に取り組む。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 705 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	592 ha
農耕地	0 ha
水 面	1 ha
その他	112 ha

イ 所有者別内訳

国有地	0 ha
地方公共団体有地	0 ha
私有地等	705 ha
公有水面	0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 （上信越高原国立公園）	705ha	}	特別保護地区	183 ha
			特別地域	522 ha
			普通地域	0 ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該鳥獣保護区特別保護地区は、上田市の北東部、標高約 2,207m の根子岳から標高約 2,354m の四阿山にかけての稜線部から西側に広がる山麓部一帯の亜高山帯を中心とする地域であり、北側を須坂市、東側を群馬県吾妻郡嬭恋村に接する。

イ 地形、地質等

根子岳及び四阿山は、四阿火山の山頂カルデラを構成する外輪山の一部であり、西側山麓は標高約 1,300m の菅平高原にかけてなだらかな地形が続くが、根子岳と四阿山頂の間は、かつての火山活動による爆裂部が大隙間と呼ばれる鞍部を形成し、そこから下流は大明神沢に続く険しい沢地形となっている。地質は、第四期の安山岩質である。

ウ 植物相の概要

全体が亜高山帯に属し、稜線部は、トウヒ、シラビソ、オオシラビソなどの高木性の常緑針葉樹の他、ガンコウラン、コケモモ、クロマメノキといったわい性の低木群落も見られる。また、四阿山頂近くはハイマツ群落も見られる。

なだらかな西側斜面は、クマイザサの草原と、沢地はダケカンバ、標高が下がるとシラカンバなどの落葉広葉樹の林となっている。

エ 動物相の概要

哺乳類は、ツキノワグマなど大型哺乳類から、高山帯・亜高山帯特有のトガリネズミ、ヒメヒミズをはじめ、ヤマネ、オコジョといった小型の希少な種まで多くの種類が生息している。

鳥類は、ヒガラなど亜高山帯を代表する種からヒバリなど草原性のものまで幅広く生息する。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

イヌワシ (天)、チョウゲンボウ、カッコウ、フクロウ、ハリオアマツバメ、イワツバメ、アマツバメ、ヒバリ、ビンズイ、ホオジロ、ホオアカ、シジュウカラ、ノビタキ、ヒガラ、メボソムシクイ、コガラ、ルリビタキ、ホシガラス

イ 獣類

ニホンカモシカ (特天)、ヤマネ (天)、オコジョ、○タヌキ、○テン、○ニホンリス、○ツキノワグマ、イタチ、キツネ、アナグマ、ノウサギ

※○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣

※アンダーラインは、法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域が位置する上田市における過去3か年間の鳥獣被害及び鳥獣捕獲数は以下のとおり。

平成27年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲数
ニホンジカ	稲、野菜、果樹、イモ 類、豆類、雑穀等	カラマツ等	5,947	1,309
イノシシ			4,424	150
カモシカ			130	10
ツキノワグマ			848	9
その他			12,459	—

平成28年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲数
ニホンジカ	稲、野菜、果樹、イモ 類、豆類、雑穀等	カラマツ等	5,782	1,548
イノシシ			5,621	226
カモシカ			850	8
ツキノワグマ			348	10
その他			14,125	—

平成29年度

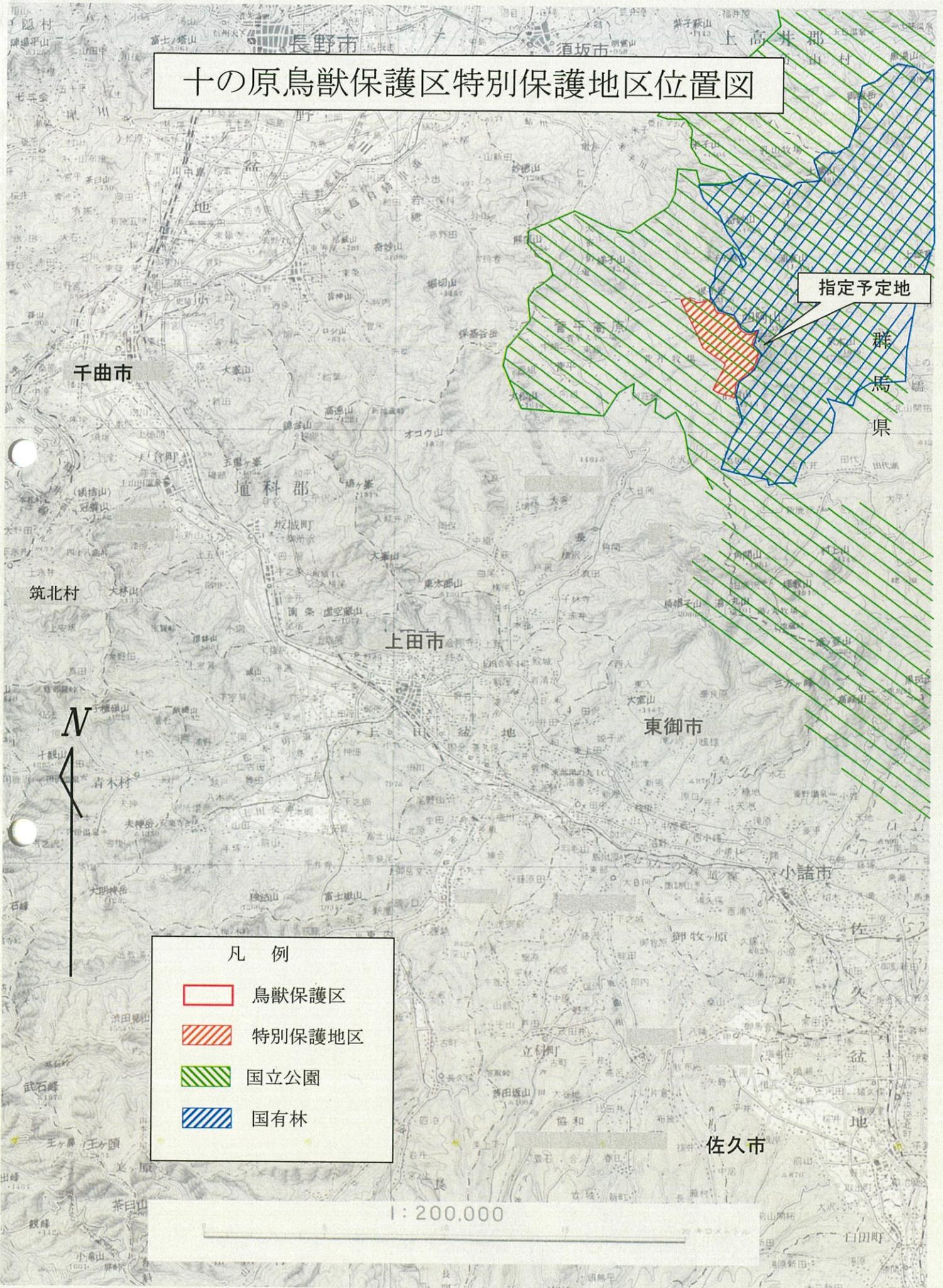
加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲数
ニホンジカ	稲、野菜、果樹、イモ 類、豆類、雑穀等	カラマツ等	4,913	1,276
イノシシ			5,926	285
カモシカ			463	7
ツキノワグマ			518	9
その他			14,370	—

※その他は、鳥類、タヌキ、キツネ、ハクビシン、アナグマ等

十の原鳥獣保護区特別保護地区 利害関係者意見

職名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
上田市長	○			
信州上小森林組合 代表理事組合長	○			
上田市東御市 真田共有財産組合長	○			
上小獵友会 真田支部長	○			
JA 信州うえだ農協 真田支所長	○			
菅平高原観光協会 理事長	○			
菅平牧場畜産農業協同組合 代表理事組合長	○			
上田市 菅平自治会長	○			
上田市 大日向自治会長	○			

十の原鳥獣保護区特別保護地区位置図



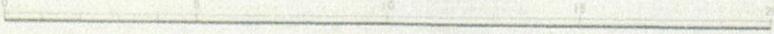
指定予定地

群馬県

凡例

- 鳥獣保護区
- 特別保護地区
- 国立公園
- 国有林

1 : 200,000



十の原鳥獣保護区特別保護地区区域説明図

縮尺 1:50,000

凡例

- 鳥獣保護区 (Red outline)
- 特別保護地区 (Hatched area)



起点
根子岳避難小屋

須坂市と上田市の境界

中尾根三角点

群馬県と長野県の境界

民有林第2122林班と第2123林

真田滝ノ入県行造林地と上田市行造林地との境界

民有林第2122林班と第2123林班との境界

至長野原
至鳥居峠
至上田
至鳥居峠
至田

諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書（案）の概要

1 名称

諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 存続期間

令和元年11月1日から令和6年10月31日まで（5年間）

3 指定目的

当該区域は、上諏訪駅東側の市街地北東部の比較的なだらかな山並みを含む、標高780m～1,240mの地域で、全体的にアカマツ、カラマツの人工林を主体とする林相を呈し、部分的にクヌギ、コナラの天然広葉樹林が分布する、鳥獣の生息環境として好条件を備えている。

一方、住宅地近くまでニホンジカの生息が拡大しており、近接農地では、ニホンジカ、イノシシによる農作物被害が発生している。

そのため、当該区域において、狩猟によるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とし、それ以外の鳥獣を保護する区域として指定し、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を図ることを目的とする。

4 管理方針

農林業被害の軽減を図るため、狩猟期におけるニホンジカとイノシシの捕獲を可能とし、狩猟による個体数の減少を図る。

地元諏訪市等、関係機関と十分な連携を図りながら、周辺農地における被害状況を把握し、狩猟期以外においては有害鳥獣捕獲等により、効果的な捕獲を実施する。

また、ニホンジカ・イノシシ以外の鳥獣の保護を図るため、指定目的の周知徹底を行い、他の鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう、定期的な巡視、看板の設置等により生息地の環境を適切に保持する。

5 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 456 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 215 ha

農耕地 72 ha

水 面 0 ha

その他 169 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

地方公共団体有地 7 ha

私有地等 449 ha

公有水面 0 ha

長野県有地 2 ha

市町村有地等 5 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

なし

6 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 区域の位置

当該地域は、標高 780m から 1,240m の区域で、市街地から北東部にかけての比較的なだらかな山並みに位置する地域である。

区域内には、尾玉「小鳥と緑花の散策路」を有している。

イ 地形、地質等

地形的には、西向きの斜面が多く、地質的には主に新生代第四紀層の安山岩質凝灰角礫岩を基岩とした地域である。

ウ 植物相の概要

林相としては、全体的にアカマツ、カラマツの人工林を主体とする林相を呈し、部分的にクヌギ、コナラの天然広葉樹林が分布する環境となっており、下層植生も豊かで、多様な植物相を有している。

市街地の端に点在する社寺境内も鳥獣類の生息域となっている。

エ 動物相の概要

市街地周辺の里山林縁部から低山帯の森林環境に生息する動物相となっている。

(2) 生息する鳥獣

ア 鳥類

オオワシ（飛来）、オオタカ、フクロウ、トラフズク、ハヤブサ、ミサゴ、ガビチョウ

○以下の鳥類については、一般的に見られるもの

キジ、キジバト、トビ、コゲラ、サンショウクイ、モズ、カケス、ツミ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒガラ、シジュウカラ、イワツバメ、ウグイス、センダイムシクイ、ヒヨドリ、キビタキ、オオルリ、スズメ、キセキレイ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ、ホオアカ

イ 獣類

○イノシシ、○ニホンジカ、○ニホンカモシカ（特天）

○ノウサギ、タヌキ、キツネ、テン、○ハクビシン、アナグマ、

○ニホンリス、ムササビ

※○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣

※アンダーラインは、法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣

(3) 主な農林業被害の状況

当該区域が位置する諏訪市における過去3か年間の鳥獣被害及び鳥獣捕獲数は以下のとおり。

平成27年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲数	狩猟捕獲数
ニホンジカ	野菜・雑穀(そば) トウモロコシ・ダイコン イモ類	トウヒ・ヒノキ マツタケ	996	694	182
イノシシ			108	7	27

平成28年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲数	狩猟捕獲数
ニホンジカ	野菜・雑穀(そば) トウモロコシ・ダイコン イモ類	トウヒ マツタケ	1,878	397	189
イノシシ			193	17	19

平成29年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲数	狩猟捕獲数
ニホンジカ	野菜・雑穀(そば) トウモロコシ・ダイコン イモ類	ヒノキ・ナラ マツタケ	1,103	632	77
イノシシ			136	29	11

諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）利害関係者意見

職名	賛成	条件付賛成	反対	意見の概要
諏訪市長	○			過去 10 年間に於いてニホンジカ、イノシシを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域としたことで、農林業被害は一定の軽減がされている。一方で区域内には保護されている鳥類が多数おり、地域住民等によってそれらが守られている。市としては保護と管理どちらの立場も尊重した上で、それぞれの活動による成果と、それを裏付けるデータによって今後を判断すべきと考える。よって今後 5 年間に於いてデータの積み上げと地域の話し合い等による協議を重ね検討することに賛成である。
諏訪森林組合 代表理事組合長	○			
信州諏訪農業協 同組合 代表理事組合長			○	<p>個体数調整を実施し農作物被害の防止策を講じてきたが、ニホンジカやイノシシ等の被害は減っていない。ニホンジカの繁殖能力に追いつくことができず、農作物の被害軽減となっていないのが現状である。狩猟・猟銃による地元住民からの不安による要望や、野生生物との共存も大切なことだが、有害鳥獣の個体数が減少していないことから、今後の農業被害の増大が危惧される。引き続き徹底した捕獲対策による個体数調整が必要と思われる。確実な措置をお願いする。</p> <p>（趣旨確認のため聞取り） ニホンジカ・イノシシに限らず全ての鳥獣を狩猟できる区域としてほしい。</p>
諏訪猟友会 諏訪支部長	○			<p>シカ、イノシシの被害には銃器、ワナによる有害捕獲にて対応に努めているが、目標（捕獲頭数）に到達できないのが現状。再指定により猟期中の捕獲が可能になることは、被害対策に有効であると考えます。</p> <p>再指定を見直し鳥獣保護区として指定すると、シカ、イノシシが保護区を安全地帯として学習し、被害が集中的に増大することが懸念される。</p>
日本野鳥の会 諏訪支部長	○			諏訪湖面を前面に傾斜した山腹のため上昇気流が絶えず、この環境を選んだ国天然記念物のオオワシの生息地となっている。この鳥の保護に代表された各種鳥類等を守ることは重要と考える。
大和区総代	○			

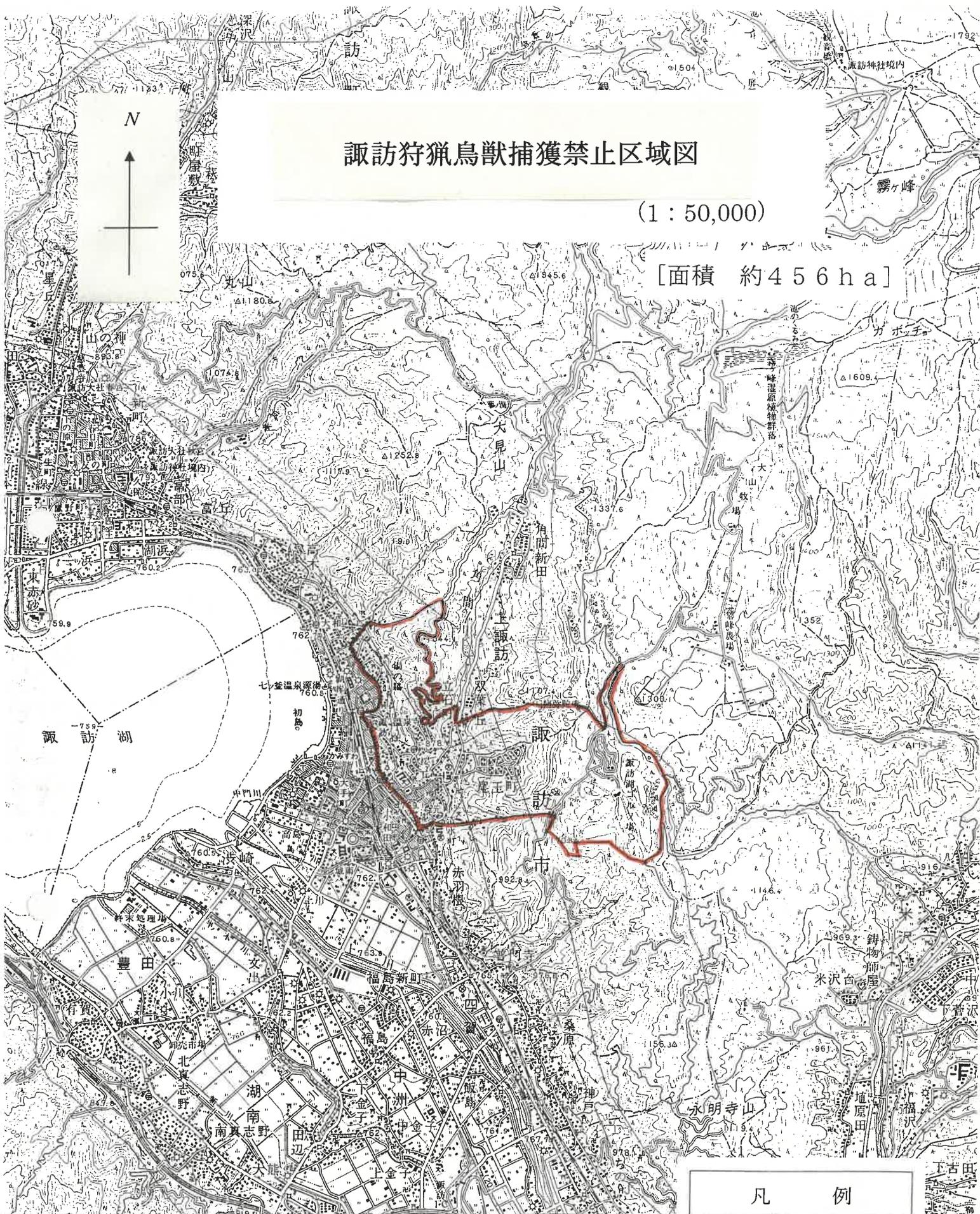
尾玉町区長			○	尾玉町は「小鳥と緑花の散策路」による自然観察会を実施している。100種を超える貴重な鳥たちの保護と銃声の聞こえない安心安全な町づくりのため、以前の鳥獣保護区に戻してほしい。 諏訪市農林課に対し、尾玉町より「要望書」を提出している。
立石町区長	○			ワナによる捕獲を依頼しているが、ニホンジカ以外のものが捕獲された場合、外来種は処分できるようにしてほしい。
榊町区長	○			この問題は、短期的な施策でなく、継続的な課題と考えるので、引続き実施を要望する。
角間新田区長	○			
茶臼山区長	○			
桜ヶ丘区長	○			日頃の被害状況、生息状況の調査に対し感謝すると共に、効果的捕獲、被害防止対策に対する更なる尽力をお願いしたい。
中村区長	○			
湯の脇一区長	○			
湯の脇二区長	○			現状では市街地のすぐそばまでシカが下りてきて農作物に被害を与えている。このような状況を考えれば再指定はやむを得ない。
湯の脇三区長	○			
北沢区長	○			
双葉ヶ丘区長	○			
金山区長	○			鳥獣被害を少しでも減少させるため、引き続きまだまだ必要と考える。
くるみ台区長	○			
南澤町区長	○			
角間町区長	○			
八剣神社 林野委員長	○			御柱用材等で植樹を行っているが、苗木の保護育成のため、食害防止のため。 狩猟を行う日と私たちが入山する日がだぶらないようにしていただきたい。狩猟、わな仕掛け等の日程を知らせていただきたい。
大和先ノ宮神社 総代会長	○			畑へのシカの被害が多発している。捕獲、ワナ等の日数を上げて、田畑への被害を少なくするよう配慮をお願いしたい。
手長神社 山野委員長	○			反対する項目はない。

北上桑原森林管理組合長	○			10 年前に比べシカの数をはるかに多く、防護ネットが破かれ、植木の食害など被害は深刻である。
桑原山林組合長	○			当組合区域においても、4月にニホンジカ数頭の群れが出没した。 銃の使用については、最新の注意を求める。
上桑原牧野農業協同組合 代表理事組合長	○			
諏訪湖カントリークラブ 代表取締役	○			

諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域図

(1 : 50,000)

[面積 約456ha]



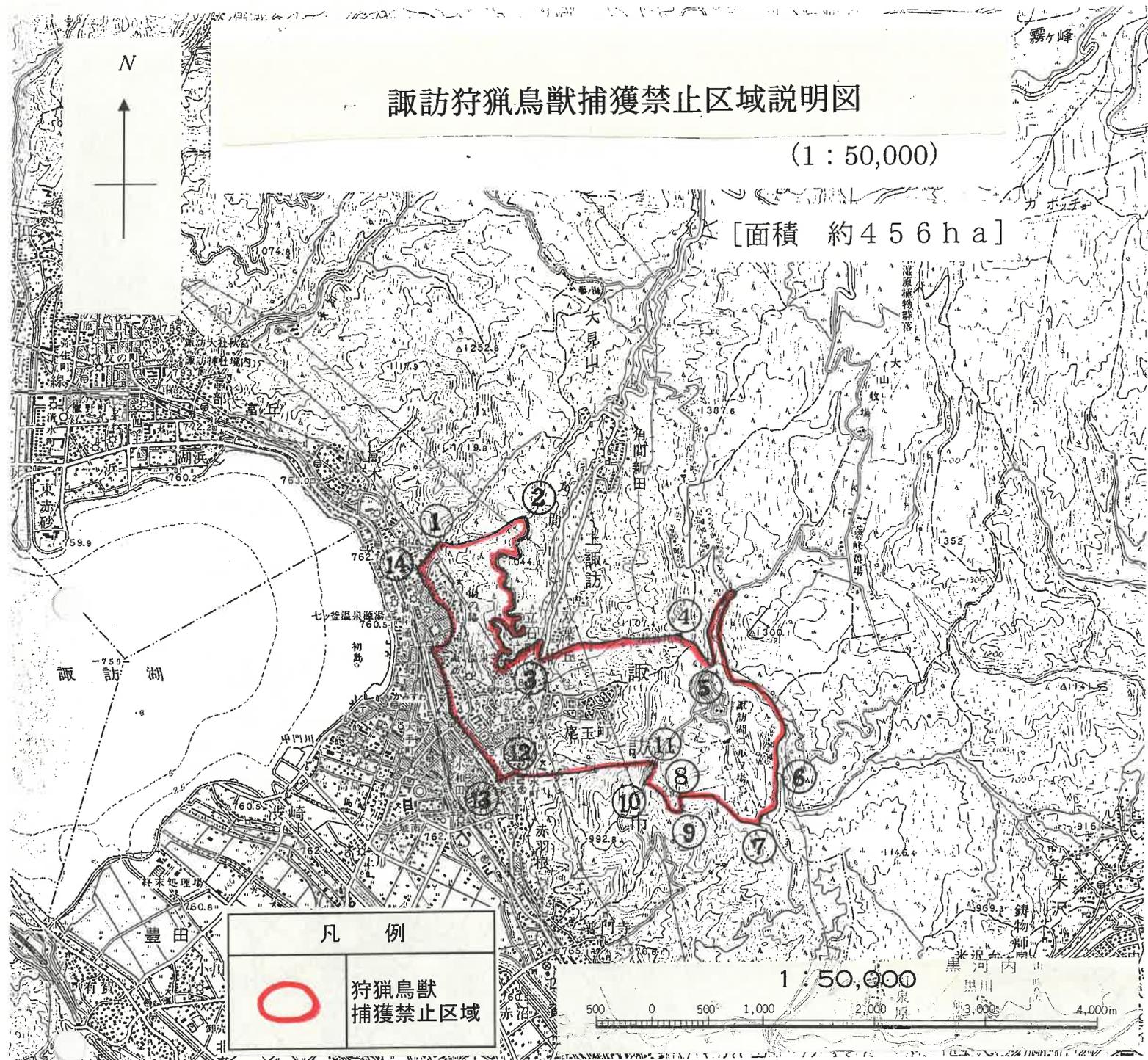
凡 例	
	狩猟鳥獣 捕獲禁止区域



諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域説明図

(1 : 50,000)

[面積 約456ha]



凡 例	
○	狩猟鳥獣 捕獲禁止区域

区域説明文

諏訪市大和地籍の諏訪市道 2-2 号線と諏訪市道 11234 号線との接点を起点①とし、同点から同市道を東進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との接点②に至り、同点から同地方道を南進し、唐沢川との交点③に至り、同点から同川を東進し、中部電力諏訪東茅野線（送電線）の管理用道路④との接点に至り、同点から同道路を南東進し、県道諏訪茅野線との接点⑤に至り、同点から同県道を北進し、さらに南東進し、林道中沢線との接点⑥に至り、同点から同林道を南進し、諏訪湖カントリークラブ区域界との接点⑦に至り、同点から同区域界を北西進し、諏訪市道 42220 号線に至る歩道との接点（標高 1170.8 メートルの三角水準点）⑧に至り、同点から同歩道を南進し、諏訪市道 42220 号線との接点⑨に至り、同点から同市道を北西進し、県道諏訪茅野線との接点⑩に至り、同点から同県道を北東進し、福沢川との交点⑪に至り、同点から同川を西進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との交点⑫に至り、同点から同地方道を南西進し、諏訪市道 1-11 号線との接点⑬に至り、同点から同市道を北西進し、諏訪市道 2-2 号線との接点⑭に至り、同点から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

(面積約456ヘクタール)

中房 狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書（案）の概要

1 名 称

中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 存続期間

令和元年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで（5 年間）

3 指定目的

当該地区は昭和 33 年（1958 年）から中房鳥獣保護区として存続してきたが、ニホンジカの生息域の拡大による農林業被害とイノシシによる被害の発生が問題となっていることから、前回の指定期間満了に伴う鳥獣保護区の更新において、従来の 10 年間ではなく 5 年間の指定とすることにより地域の理解を得て期間更新を行なった経緯がある。

このため、今後は、ニホンジカ及びイノシシ以外の野生鳥獣の狩猟の禁止による保護を図りながら、ニホンジカ及びイノシシは例外的に狩猟が可能な区域として指定し、狩猟による捕獲圧をかけることにより、適正な個体数の管理による農林業被害の軽減を図ることを目的として指定する。

4 管理方針

生息する野生鳥獣の保護管理対策については、地元安曇野市等関係機関との連携の他、鳥獣保護管理員の巡視等による管理運営を行うとともに、長野県第二種特定鳥獣管理計画が策定されているニホンジカ、イノシシについては、同特定計画に基づき管理を行う。

また、地域住民及び利害関係者等の要望に基づき、必要に応じて有害鳥獣捕獲（管理捕獲）許可により農林業被害の軽減を図る。

5 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,992 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 1,992 ha

農耕地 0 ha

水 面 0 ha

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地 1,992 ha

林野庁所管	}	制限林 1,964 ha	}	保安林 1,964 ha
国有林 1,992 ha				(水源かん養保安林 576 ha)
				(土砂流失防備保安林 1,388 ha)
		普通林 28 ha		砂防指定地 0 ha
				その他 0 ha

地方公共団体有地 0 ha

私有地等 0 ha

公有水面 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	}	}	特別保護地区	0 ha
(中部山岳国立公園)			特別地域	749 ha
			普通地域	1,243 ha

6 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該地域は、安曇野市（旧穂高町）の西部で、中房川を中心に北側の有明山から南側にある富士尾山にかけて位置している地域である。

イ 地形、地質等

当該地域は、標高 850m～2,450mまでの急峻で尾根と沢が複雑に入り組んだ地形となっている。

地質は、花こう岩、花こう閃緑岩等を基岩とした地質である。

ウ 植物相の概要

低山帯にはカラマツの人工林が多く、ダケカンバ等の広葉樹が生育する亜高山帯下部までの森林環境に生息する植物相となっている。

エ 動物相の概要

低山帯から亜高山帯下部の森林環境に生息する動物相となっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

○ユガラ、○ヤマガラ、ヒガラ、○コゲラ、○シジュウカラ、カケス

イ 獣類

○ニホンジカ、○イノシシ、○ニホンザル、○ニホンカモシカ（特天）、

○ツキノワグマ、○キツネ、○タヌキ、テン、ノウサギ、ニホンリス

※○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣

※アンダーラインは、法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域が位置する安曇野市における過去3か年間の鳥獣被害及び鳥獣捕獲数は以下のとおり。

平成27年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲数	狩猟捕獲数
ニホンジカ	水稲、野菜、果樹等	ヒノキ、カラマツ等	1,036	137	220
イノシシ			119	48	75
ニホンザル			2,708	64	—
カラス類			2,254	461	—
その他			5,319	929	—

平成28年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲数	狩猟捕獲数
ニホンジカ	水稲、野菜、果樹等	ヒノキ、カラマツ等	310	85	156
イノシシ			10	23	68
ニホンザル			3,090	34	—
カラス類			1,963	656	—
その他			8,445	828	—

平成29年度

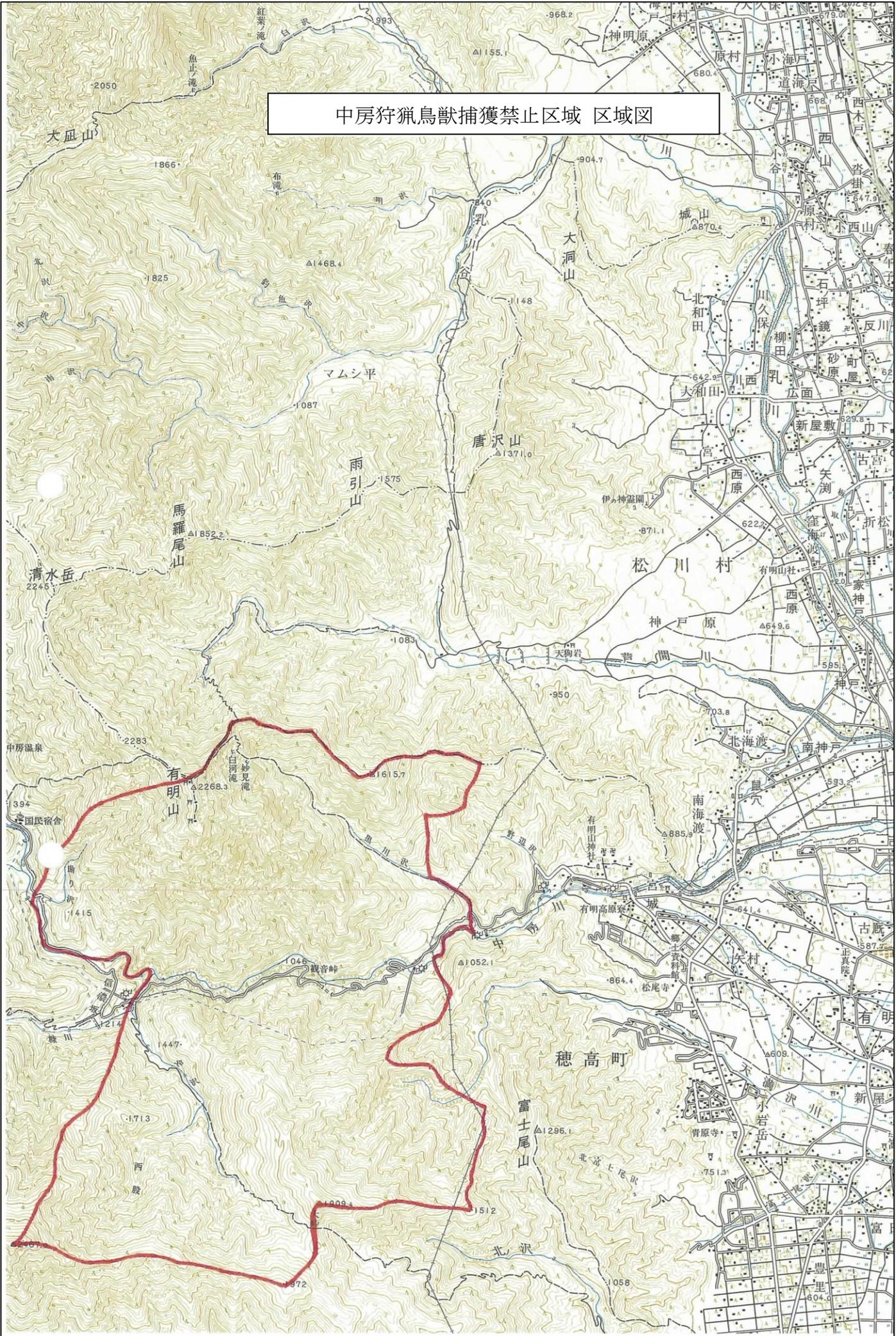
加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲数	狩猟捕獲数
ニホンジカ	水稲、野菜、果樹等	ヒノキ、カラマツ等	635	111	50
イノシシ			640	34	34
ニホンザル			3,929	65	—
カラス類			1,500	414	—
その他			4,549	662	—

※その他は、タヌキ、キツネ、ハクビシン、カルガモ、ヒヨドリ、ムクドリ、ドバト等

中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く） 利害関係者意見

職名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
安曇野市長	○			
中信森林管理署長	○			
あづみ農業協同組合 代表理事組合長	○			
犀川漁業協同組合 代表理事組合長	○			
松本広域森林組合 代表理事組合長	○			
安曇野市猟友会長	○			
安曇野市観光協会長	○			

中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域 区域図



烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域指定計画書（案）の概要

1 名 称

烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）

2 存続期間

令和元年11月1日から令和6年10月31日まで（5年間）

3 指定目的

当該地区は昭和59年（1984年）から烏川鳥獣保護区として存続してきたが、ニホンジカの生息域の拡大による農林業被害とイノシシによる被害の発生が問題となっていることから、前回の指定期間満了に伴う鳥獣保護区の更新において、従来の10年間ではなく5年間の指定とすることにより地域の理解を得て期間更新を行なった経緯がある。

このため、今後は、ニホンジカ及びイノシシ以外の野生鳥獣の狩猟の禁止による保護を図りながら、ニホンジカ及びイノシシは例外的に狩猟が可能な区域として指定し、狩猟による捕獲圧をかけることにより、適正な個体数の管理による農林業被害の軽減を図ることを目的として指定する。

4 管理方針

生息する野生鳥獣の保護管理対策については、地元安曇野市等関係機関との連携の他、鳥獣保護管理員の巡視等による管理運営を行うと共に、長野県第二種特定鳥獣管理計画が策定されているニホンジカ、イノシシについては、同特定計画に基づき管理を行う。

また、地域住民及び利害関係者等の要望に基づき、必要に応じて有害鳥獣捕獲（管理捕獲）許可により農林業被害の軽減を図る。

5 区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,004 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 1,000 ha

農耕地 0 ha

水 面 0 ha

その他 4 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha

地方公共団体有地	855 ha	}	都道府県有地	332 ha
			市町村有地等	523 ha

私有地等 149 ha
公有水面 0 ha
一級河川（河川法第9条2項の区間を除く）の河川区域 1 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域
なし

6 区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該地域は、安曇野市（旧堀金村）の西部にあり、烏川を中心に南北に位置している地域である。

イ 地形、地質等

当該地域は、標高 800m～2,100mまでの主に東向きの斜面となっている。
地質は、花こう岩、花こう閃緑岩等を基岩とした地質である。

ウ 植物相の概要

低山帯にはカラマツの人工林が多く、ダケカンバ等の広葉樹が生育する亜高山帯下部までの森林環境に生息する植物相となっている。

エ 動物相の概要

低山帯から亜高山帯下部の森林環境に生息する動物相となっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

○ユガラ、○ヤマガラ、ヒガラ、コゲラ、○シジュウカラ、カケス

イ 獣類

○ニホンジカ、○イノシシ、○ニホンザル、○ニホンカモシカ（特天）、
○ツキノワグマ、○キツネ、○タヌキ、テン、ノウサギ、ニホンリス

※○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣

※アンダーラインは、法第7条第5項第1号の規定により特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域が位置する安曇野市における過去3か年間の鳥獣被害及び鳥獣捕獲数は以下のとおり。

平成27年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲数	狩猟捕獲数
ニホンジカ	水稲、野菜、果樹等	ヒノキ、カラマツ等	1,036	137	220
イノシシ			119	48	75
ニホンザル			2,708	64	—
カラス類			2,254	461	—
その他			5,319	929	—

平成28年度

加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲数	狩猟捕獲数
ニホンジカ	水稲、野菜、果樹等	ヒノキ、カラマツ等	310	85	156
イノシシ			10	23	68
ニホンザル			3,090	34	—
カラス類			1,963	656	—
その他			8,445	828	—

平成29年度

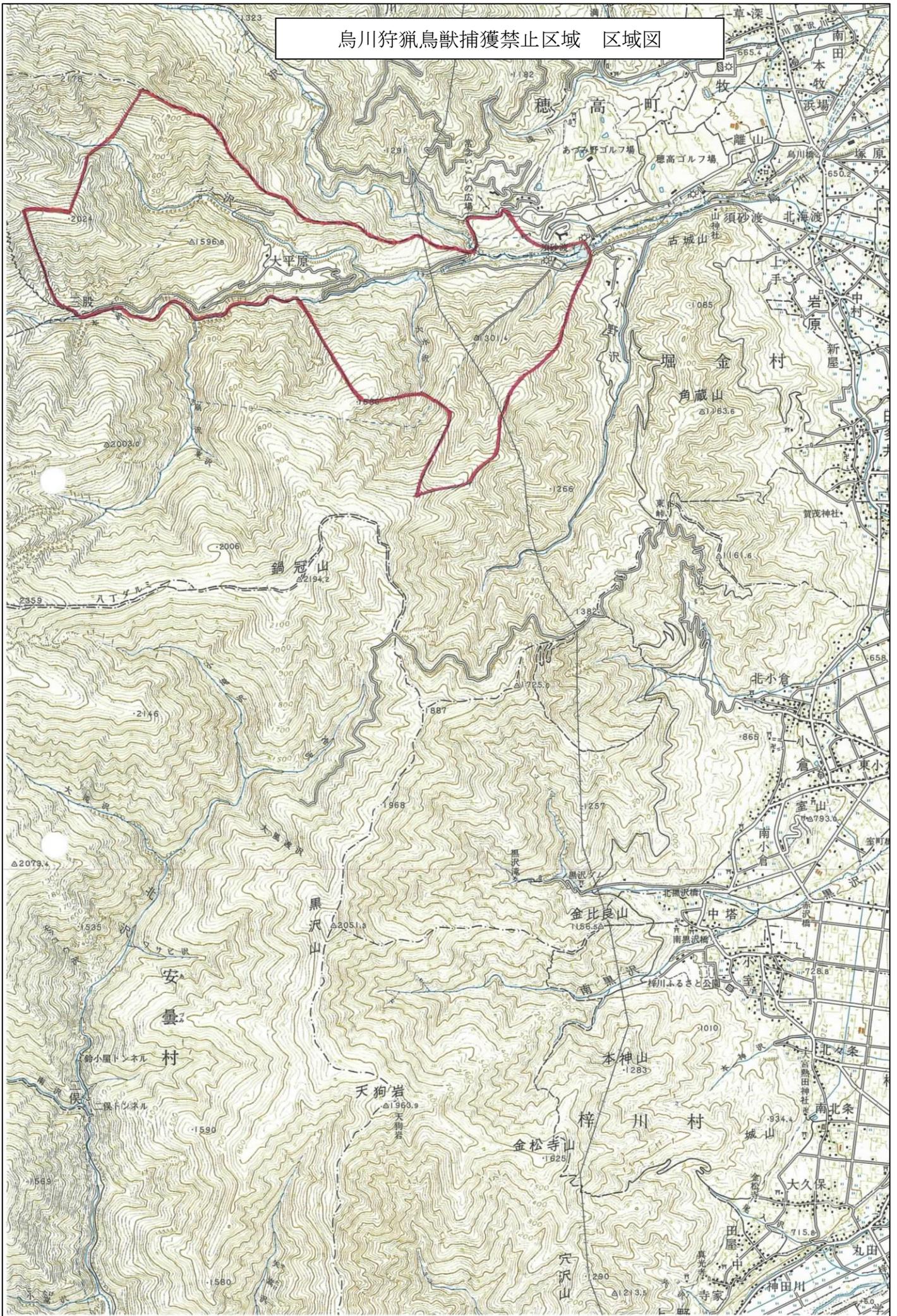
加害鳥獣	被害作物名	被害樹木名	被害金額 (千円)	許可捕獲数	狩猟捕獲数
ニホンジカ	水稲、野菜、果樹等	ヒノキ、カラマツ等	635	111	50
イノシシ			640	34	34
ニホンザル			3,929	65	—
カラス類			1,500	414	—
その他			4,549	662	—

※その他は、タヌキ、キツネ、ハクビシン、カルガモ、ヒヨドリ、ムクドリ、ドバト等

烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く） 利害関係者名簿

職 名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
安曇野市長	○			
中信森林管理署長	○			
あづみ農業協同組合 代表理事組合長	○			
犀川漁業協同組合 代表理事組合長	○			
松本広域森林組合 代表理事組合長	○			
安曇野市猟友会長	○			

烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域 区域図



烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域 区域説明図

